

| 府省名     | 内閣府<br>文部科学省 | 組織   | 内閣本府<br>文部科学本省 | 会計 | 一般会計 | 項目   | 公立文教施設整備費、沖縄教育振興事業費 |
|---------|--------------|--|----------------|----|------|------|---------------------|
|         |              |  |                |    |      | 目    | 公立学校施設整備費負担金ほか      |
| 調査対象予算額 |              | 令和6年度(補正後) : 281,586百万円 ほか<br>(参考 令和8年度 : 70,767百万円) |                |    |      | 調査主体 | 本省と中国財務局の共同調査       |

## ① 調査事案の概要

### 【事案の概要】

- 公立学校施設は「学校教育法」第5条に基づき、設置者である市町村等が管理し、その経費を負担することが原則とされているが、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に關する法律」(以下「施設費国庫負担法」という。)に基づき、公立学校の新増改築や改修に係る費用の一部を国が負担又は交付金を交付している。

#### <公立学校施設整備費負担金>

- ・施設費国庫負担法第3条に基づき、公立の小中学校等における校舎・屋内運動場(体育館)等を新築又は増築する場合等に、その経費の一部を国が負担。(国庫負担率:原則1/2)

#### <学校施設環境改善交付金>

- ・施設費国庫負担法第12条に基づき、地方公共団体が公立小中学校の施設の整備をするに当たり、地方公共団体が作成した施設整備計画(※)に基づく改築等に係る事業の実施に要する経費の一部を、国が交付金として地方公共団体へ交付。(国庫補助率:1/3等)

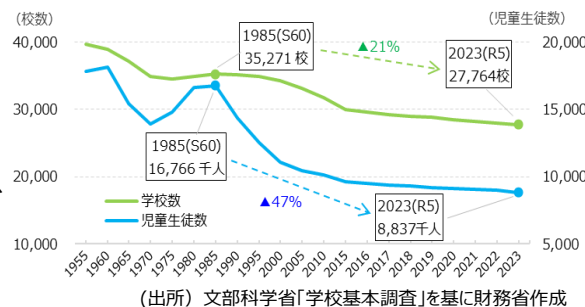
(※) 地方公共団体は、交付金の交付を受けようとするときは、文部科学大臣が作成・公表する「施設整備基本方針」等を踏まえた「施設整備計画」を策定することとなっている。

- ・補助対象メニュー: 改築、大規模改造(バリアフリー、トイレ改修、空調整備など)、長寿命化改修、太陽光発電等設置 等

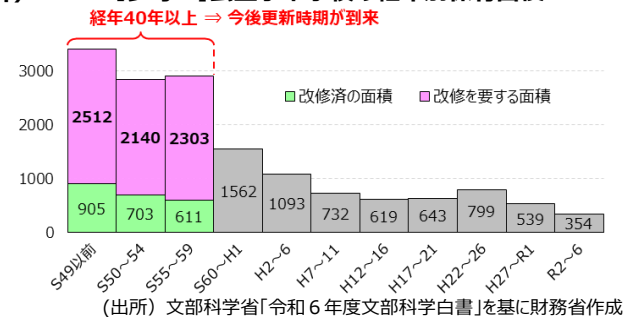
### 【調査の背景】

- 第2次ベビーブーム世代の児童生徒数がピークを迎えた昭和60年以降、児童生徒数は約5割減少しているが、学校数は約2割の減少にとどまっている。また、学級数が標準規模以下となっている小中学校は、足元(令和6年度)において約4割を占めている状況。
- 小中学校施設は第2次ベビーブームに合わせて建築されたものが多く、今後順次更新時期が到来することとなる。また、令和32年度までに全市区町村の約3割が人口半数未満となる見通しであることも踏まえると、各地方公共団体においては、地域の実情を踏まえつつ、将来の児童生徒数の見通し等を踏まえて学校規模の適正化(統廃合等)を適切に行うことが重要。

【参考1】学校数と児童生徒数の推移(公立小中学校の合計)



【参考2】公立小中学校の経年別保有面積



## ② 調査の視点

1. 過去に国庫補助を受けて整備された学校施設の処分の状況について

過去に国庫補助(学校施設環境改善交付金等)を受けて整備された学校施設について、その後も継続して学校施設として適切に利用されているか。

2. 新増築した学校施設における学級数の推移について

過去に国庫負担(公立学校施設整備費負担金)の対象となった学校施設の新増築事業について、新増築時に必要と見込んだ学級数(国庫負担金の算定の根拠とされた学級数)は適切なものであったか。

【調査対象年度】  
令和2年度~令和6年度  
【調査対象先数】  
地方公共団体: 1,794先  
(回答率94%)

③ 調査結果及びその分析

1. 過去に国庫補助を受けて整備された学校施設の処分の状況について

○ 国庫補助を受けて取得した財産を処分（交付の目的に反した使用、譲渡、交換、貸付又は取り壊すこと等）する場合、処分制限期間内（主に国庫補助事業完了後10年未満）のものについては、各省庁の承認を受けることとされている。

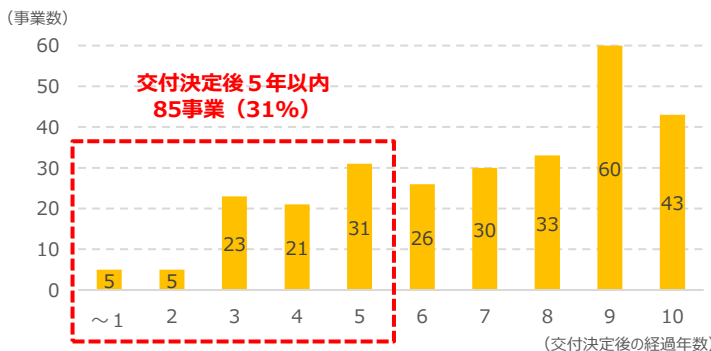
○ 令和4～6年度において地方公共団体が文部科学省に提出した財産処分承認申請について調査したところ、全国の公立小中学校において平成24年度～令和6年度に実施された学校施設整備事業277件において、国庫補助（学校施設環境改善交付金等）を受けて施設整備を実施したにもかかわらず、交付決定後10年以内に当該施設の処分が行われていた。また、処分後においては、75%の施設が別の用途に使用され、残りの25%は取壊しとなっていた【図1、2】。

○ 交付決定後5年以内に処分されたものは約3割（85事業）となっており、このうち、「児童生徒数の減少等に伴う廃校・休校」を理由とするものが約5割を占めていた。また、「改築、建替え等」を理由とするものも12%を占めていた【表1】。

○ 「児童生徒数の減少等に伴う廃校・休校」及び「改築、建替え等」を理由とする処分について、国庫補助を受けた際の補助メニューを見ると、「空調整備」「ネットワーク整備」「トイレ整備」が約8割を占めており、補助金額が5千万円以上のもも含まれている【表2、図3】。

○ 交付決定後5年以内に「児童生徒数の減少等に伴う廃校・休校」を理由として学校施設の処分を行った24自治体（41事業）について、各自治体が策定している個別施設計画の内容を分析すると、約6割が「域内の学校単位ごとの将来の児童生徒数の推計」が盛り込まれておらず、また、約4割が「統廃合の考え方や方針」が盛り込まれていないものであった【表3】。

【図1】 財産処分件数の分布（交付決定後の経過年数別）（277事業）



【表1】 財産処分の理由（277事業）

| 処分理由                 | 交付決定後の経過年数 |        |        |        |
|----------------------|------------|--------|--------|--------|
|                      | 10年以内      | (割合)   | うち5年以内 | (割合)   |
| 児童生徒数の減少等に伴う廃校・休校のため | 159件       | (57%)  | 41件    | (48%)  |
| 改築、建替え等のため           | 28件        | (10%)  | 10件    | (12%)  |
| 余裕教室の転用等のため          | 19件        | (7%)   | 5件     | (6%)   |
| 児童生徒数の増加への対応のため      | 14件        | (5%)   | 7件     | (8%)   |
| 損壊のため                | 11件        | (4%)   | 4件     | (5%)   |
| その他                  | 46件        | (17%)  | 18件    | (21%)  |
| 合計                   | 277件       | (100%) | 85件    | (100%) |

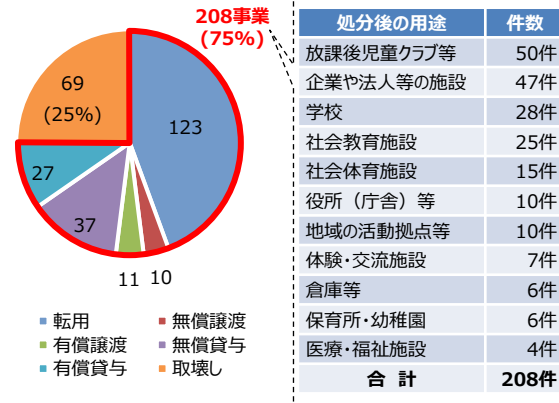
【表3】 交付決定後5年以内に「児童生徒数の減少等に伴う廃校・休校」を理由に財産処分した24自治体の個別施設計画の内容

|                                   | はい | いいえ | (割合)  |
|-----------------------------------|----|-----|-------|
| 「域内全体の将来の児童生徒数の推計」が盛り込まれているか      | 15 | 9   | (38%) |
| 「域内の学校単位ごとの将来の児童生徒数の推計」が盛り込まれているか | 10 | 14  | (58%) |
| 「域内全体の統廃合の考え方や方針」が記載されているか        | 14 | 10  | (42%) |

【参考3】 回答のあった1,695の個別施設計画の内容

|                                   | はい    | いいえ   | (割合)  |
|-----------------------------------|-------|-------|-------|
| 「域内全体の将来の児童生徒数の推計」が盛り込まれているか      | 1,089 | 606   | (36%) |
| 「域内の学校単位ごとの将来の児童生徒数の推計」が盛り込まれているか | 692   | 1,003 | (59%) |
| 「域内全体の統廃合の考え方や方針」が記載されているか        | 702   | 993   | (59%) |

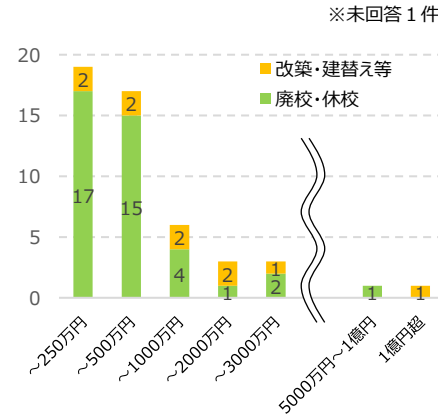
【図2】 処分内容と処分後の用途（277事業）



【表2】 補助メニューの分布（51事業）

| 補助メニュー   | 件数  | (割合)   |
|----------|-----|--------|
| 空調整備     | 18件 | (35%)  |
| ネットワーク整備 | 15件 | (29%)  |
| トイレ整備    | 9件  | (18%)  |
| 防災機能強化   | 5件  | (10%)  |
| 教育内容     | 4件  | (8%)   |
| 合計       | 51件 | (100%) |

【図3】 補助金額の分布（50事業）

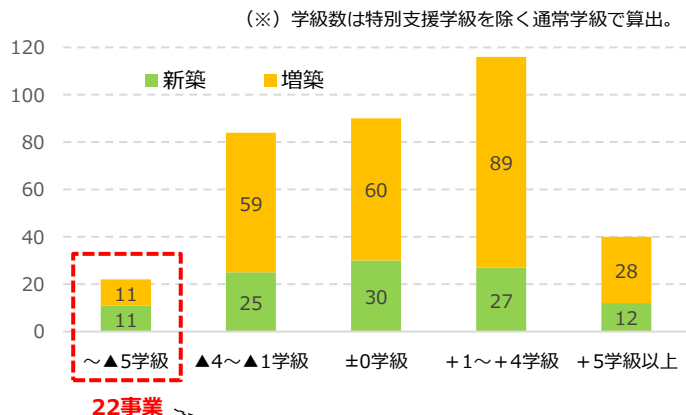


③ 調査結果及びその分析

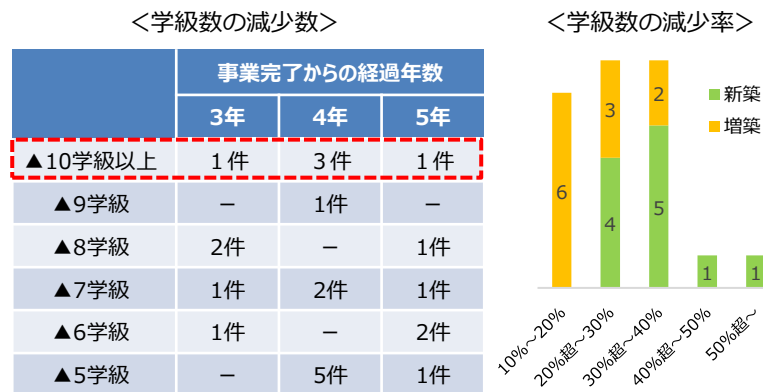
2. 新增築した学校施設における学級数の推移について

- 公立学校施設整備費負担金の対象となる新增築事業については、児童生徒数の見通し等を踏まえて当該学校に必要となる学級数を算出した上で、当該学級数に応じた国庫負担金額が算定されることとなっている。
- 国庫負担の対象となった校舎に係る新增築事業のうち、令和2～4年度に完了したものについて、当初必要と見込んでいた学級数（国庫負担金額の算定の根拠とされた学級数）と、事業完了から約3～5年経過した令和8年5月1日時点における実際の学級数を比較したところ、学級数が減少している事例は全体の約3割の106事業（103校※）であり、このうち、**学級数が5学級以上減少しているものは22事業**であった【図4】。

【図4】学級数の増減の状況（352事業）



【図5】学級数の減少数と減少率の分布（22事業）



【図6】5学級以上減少している15自治体の個別施設計画の状況

|                                   | はい | いいえ | (割合)  |
|-----------------------------------|----|-----|-------|
| 「域内全体の将来の児童生徒数の推計」が盛り込まれているか      | 7  | 8   | (53%) |
| 「域内の学校単位ごとの将来の児童生徒数の推計」が盛り込まれているか | 6  | 9   | (60%) |
| 「域内全体の統廃合の考え方や方針」が記載されているか        | 7  | 8   | (53%) |

- (※) 同じ学校であっても国庫負担金の対象となる建物が2つに分かれる場合（西棟と東棟に分かれている場合など）は、2事業としてカウントしているため、事業数と学校数は一致しない。
- 当該22事業の中には、**事業完了から約3～5年のうちに10学級以上の減少が生じているものや、学級数の減少率が3割超**となっているものも含まれていた【図5】。
- 当該22事業を実施した15自治体について、各自自治体が策定している個別施設計画の内容を分析すると、**約6割が「域内の学校単位ごとの将来の児童生徒数の推計」が盛り込まれておらず、また、約5割が「統廃合の考え方や方針」が盛り込まれていない**ものであった【図6】。

④ 今後の改善点・検討の方向性

- 過去に国庫補助を受けて整備された学校施設の処分の状況について
- 新增築した学校施設における学級数の推移について

- 国費の効率的・効果的な活用を最大限図る観点から、今後の学校施設環境改善交付金及び公立学校施設整備費負担金の執行に当たっては、文部科学省において、改正後の施設整備基本方針に基づき、**将来の児童生徒数の推計を適切に踏まえた個別施設計画の策定や統廃合に係る方針の検討の実施を交付要件**とすることなどを含めて検討した上で、**中長期的に小中学校施設としての利用が見込まれるものに対して重点的に交付決定を行うことを徹底**していくべき。

【参考】公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針（抜粋）（令和8年3月31日最終改正）

（略）この個別施設計画の策定は学校施設環境改善交付金の採択に当たっての要件となっており、当初の策定目標年度を令和二年度としていた。現在では概ね全ての地方公共団体において策定されているものの、学校施設を取り巻く状況の変化や**児童生徒数の将来推計等を踏まえ、統廃合も含む学校の適正規模・適正配置**や他の公共施設との複合化・共用化の**方針等を考慮しつつ、個別施設計画の不断の充実・見直し**を行っていくことが求められる。（略）